

山武市

(令和 5 年 11 月 22 日)

市税収納率向上対策について

お世話になっております。

標記の件について、別紙のとおりお知らせいたします。

ご確認をよろしくお願いいたします。

【この件に関するお問合せ】

市民部 収税課

0475-80-1151

報道機関 各位

山武市 市民部収税課

市税収納率向上対策について

山武市では、市税徴収の取り組みについて、口座振替の勧奨、休日納税窓口の開設に加えて、コンビニ納付や電子マネーによるキャッシュレス納付など、新たな納付方法を導入し、納税者の利便性向上に努めてまいりました。また、納期限を過ぎても納付されない未納市税に対しては、督促催告を徹底して納付を促し、なお納付されない場合には、財産の差押など厳しい処分を重ねるなど、徴収努力を重ねてまいりました。

しかし、別紙のグラフにあるとおり、収納率は緩やかに向上しているものの、県平均を下回り、また、市町村別順位は下位を低迷しており、山武市の収納率向上は喫緊の課題となっております。

そこでこの課題解決に向けて、これまでの取り組みに加え、新たな対策を講じてまいります。

すでに始めている対策としては、グラフの下に列記した（１）から（４）となります。（５）につきましては、１２月を「徴収対策強化月間」と位置づけ、①から⑤までの対策を重点的に行います。

・（１）納期内納付の啓発や口座振替をはじめとした各種納付方法について、広報・ホームページだけでなく、市公式ライン、安心安全メール、市役所１階ロビーに設置された電子掲示板など、様々な手段により広く周知しています。

・（２）本年９月に新規導入した、自動音声電話催告システムを活用し、自動音声電話及びショートメッセージサービスによる催告を行っています。個人情報を含まない簡易なメッセージを、対象者に一斉送信できるシステムは、職員が一人ずつ電話をすることに比べ、事務の効率化が期待できます。従来の文書等の催告と併用し、効果的に使用していきます。

・（３）来庁した外国人とのコミュニケーションをサポートするため、この１０月からスリランカの公用語、シンハラ語と英語の通訳ができる会計年度任用職員を配置しました。収税課だけでなく、他課の窓口でも対応できるよう、横断的な体制を取っています。

・（４）納税通知等の郵送物が返戻されるなど、居住の有無が不明な方の居宅等実態調査を、市民部内で課を横断し、共同で現地に赴き調査を行っています。それぞれの課で単独で行っていた調査を共同で行うことにより、業務の効率化を図ります。

・（５）１２月を徴収対策強化月間と位置づけ、重点的に行うものです。まず、従来、１月に実施していた文書による一斉催告（対象者・現年度のみ滞納者：約１,５００名）を、前倒して実施します。併せて、②の滞納処分を集中的かつ重点的に強化し、滞納額の縮減を図ります。また、前述の③の自動音声電話及びショートメッセージによる催告、④の口座振替の勧奨、⑤の部内を横断した実態調査や外国人とのコミュニケーション対策も、強化月間の対策として重点的に取り組んでまいります。

【問合せ】

山武市 市民部 収税課

徴収対策係 平山 鈴木

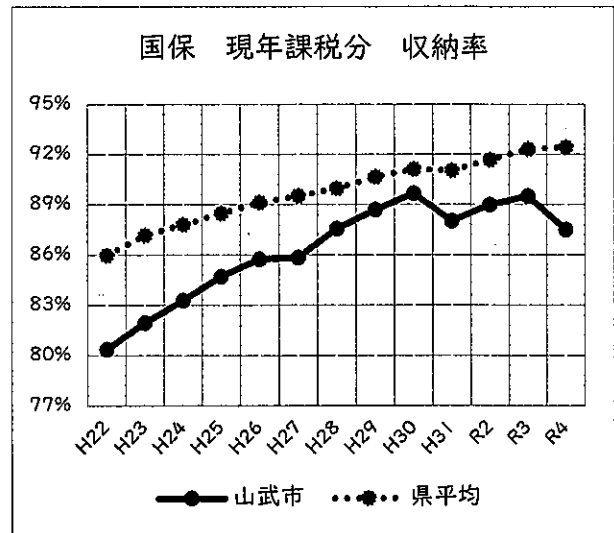
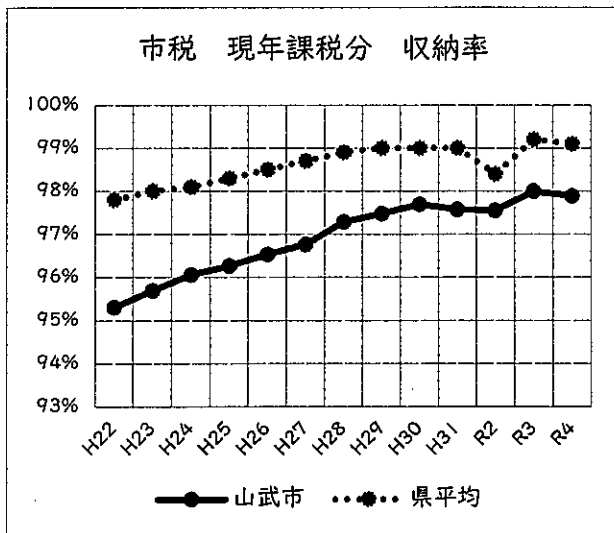
電話：0475-80-1151

メール：shuzei@city.sammu.lg.jp

市税収納率向上対策について

1 ねらい

県平均を下回る市税収納率の向上を目指し、徴収対策に取り組みます。



2 徴収対策の取り組み

- (1) 納期内納付の啓発や口座振替等各種納付方法の勧奨を、多様な手段で広く周知。(広報・ホームページ・公式 LINE・安心安全メール・市役所内電子掲示板)
- (2) 自動音声電話及びショートメッセージサービスによる納税催告。
- (3) シンハラ語と英語の通訳ができる会計年度任用職員を配置し、外国人とのコミュニケーションをサポート。
- (4) 居住の有無が不明な者の居宅等実態調査を、市民部職員が合同で実施。
- (5) 徴収対策強化月間の実施(12月)
 - ① 文書による一斉催告。
 - ② 差押等の滞納処分の重点的实施。
 - ③ 自動音声電話・ショートメッセージによる納税催告の重点的实施。
 - ④ 口座振替の勧奨・周知の重点的实施。
 - ⑤ 居住不明者の実態調査や外国人とのコミュニケーション対策などの重点的实施。